

答申第 4 3 号（ 諮問第 44 号 ）

による廃棄物処分場設置に係る搬入道路に関して①平成11年6月3日に国有財産法に基づく境界確定の協議をした際のルート図詳細と②その後、ルート変更したとみられる最も最近の搬入道路の詳細なルート図の不存決定に対する異議申立ての件に係る答申書

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年10月23日、「 による 地区の廃棄物処分場設置にかかる搬入道路に関して、①平成11年6月3日に国有財産法に基づく境界確定の協議をした際のルート図詳細と、②その後、ルート変更したとみられる最も最近の搬入道路の詳細なルート図。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成14年10月28日、本件請求に係る公文書を「 による 地区の廃棄物処分場設置にかかる搬入路に関して、①平成11年6月3日に国有財産法に基づく境界確定協議をした際のルート図詳細と、②その後、ルート変更したとみられる最も最近の搬入道路の詳細なルート図。」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書について不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書の不存在理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

・ が 地区に産業廃棄物処理施設建設に係る搬入道路工事については、 が 市の承認を得て行う道路改良工事である。よって群馬県においては、境界確定の協議した際のルート図及び変更したとみられるルート図は存在していません。

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成14年11月6日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条第1項の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成14年11月12日、本件処分の取り消しに係る異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しと、文書の開示を求める。

(2) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

実施機関は本件請求に係るルート図を「道路法24条により が 市と協議を行い、ルート決定するものである」と勝手に解釈している。

このルート図は、廃棄物処分場に廃棄物を搬入するための道路であり、処分場施設の一部を構成するばかりでなく、道路法、国有財産法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、都市計画法など個別法の手続により、実施機関が取得し得る情報である。

本件請求のうち「①平成11年6月3日に国有財産法に基づく境界確定協議をした際のルート図詳細」は、市道 号線付け替えに伴い 市長が平成10年10月12日に実施機関あてに交差点協議書を提出し協議した過程及び平成11年8月30日付廃棄物処分場設置許可と時系列的にほぼ同時期にあり、その当時の詳細なルート図を開示するよう求めたものである。

本件請求のうち「②その後、ルート変更したとみられる最も最近の搬入道路の詳細なルート図」とは、平成11年10月13日付け廃棄物の搬入路に係る河川協議許可、平成12年4月4日の進入路農振除外、平成12年4月9日の進入路等の農地転用申請及び平成13年9月17日付けの農地法による廃棄物処分場用地の転用許可の際に添付された搬入道路の詳細なルート図を開示するよう求めたものである。

したがって、搬入道路に関するルート図は市道に関する情報であり、一切取得していないとの実施機関の主張は、これらの許可等を行った法的根拠について自ら否定するものであり、不存在はあり得ないため本件公文書を開示しなければならない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している不存在の理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例における不存在の解釈について

条例は、第2条第1項において「実施機関」として知事、議会等を定義し、同条第4項において「公文書」を実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと定義している。したがって、実施機関が公文書を保有しているかどうか、不存在か否かを決するものである。

(2) 開示請求に係る本件公文書の記載事項について

本件公文書は、市道のルート図であり、そのルート決定は、 と 市が協議を行い決定するものである。したがって、実施機関としてはその記載事項は知り得ないものである。

(3) 公文書を開示しない理由

本件公文書は、市町村管理道路の承認工事のルート協議に係るものであり、これらの文書を市町村道路管理者が実施機関へ提出する規定がなく、本件公文書も市より本書及び写し等を取得していないため、条例第18条第2項に基づき公文書不存在決定を行ったものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

本件事案は不存在が争われているものであるため、当審査会は、原則開示の理念

に照らし、本件公文書が不存在である合理的な理由が存在するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 対象公文書の特定について

申立人は、本件請求に係るルート図を次のような法令で実施機関が保有する情報であるととしている。

(a) 道路法による交差工事協議

(b) 国有財産法による境界確定に係る協議

(c) 河川法による河川区域内の土地占有と工作物新改築等、及び河川保全区域内の土地形状及び工作物新改築に係る協議

(d) 農地法による農地転用に係る協議（施設利用に必要な道路等の位置を明らかにした図面）

(e) 農振法による農用地区域内の土地の形質変更や道路等の工作物の新改築等に係る協議

そこで、開示請求書に記載された請求内容に対して、実施機関が、申立人が主張する上記内容を請求対象公文書として特定しなかったことの妥当性について判断する。

条例第12条第1項によれば、公文書の開示請求をしようとするものは、実施機関に対し、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされているところであり、申立人の真意はともかく、対象公文書の特定にあたっては、開示請求書に記載された内容により、客観的に判断されるべきものである。

申立人は、開示請求書に、「による地区の廃棄物処分場設置に係る搬入道路に関して、平成11年6月3日に国有財産法に基づく境界確定の協議をした際のルート図詳細と、その後、ルート変更したとみられる最も最近の搬入道路の詳細なルート図」と表記していることから、時期、法令を特定したうえで、開示請求をしていると認められる。

そうすると、申立人が開示を求めていたのは、平成11年6月3日の国有財産法に基づく境界確定は市道との境界確定を指し、その際のルート図詳細は、市ととの協議に係る文書と解するのが相当である。

したがって、開示請求のあった対象公文書を、「市町村管理道路の承認工事のルート協議に係る文書」と特定した実施機関の判断は妥当と認められる。

なお、申立人は、時期的にみての処分場設置許可とほぼ同時期であり、当時の詳細なルート図を開示請求したと主張し、河川法、農地法など個別法の手続きにより、実施機関が取得し得る情報であると主張する。

確かに、申立人が開示を求める詳細なルート図は、実施機関が、個別法の手続きの添付書類として取得、保有することは、あり得るところであるが、そうだとすれば、ことさら特定の時期及び法令を表記する必要はなく、対象公文書を特定し得る範囲で表記することで足りるものと判断する。

(3) 公文書の不存在について

審査会で確認したところ、市町村管理道路の承認工事のルート協議に係る文書に

ついて、市町村道路管理者から実施機関へ提出する義務がなく、今回請求のあった文書について、市から本書及び写しを取得していないとする実施機関の説明に特段、不合理な点は認められない。

よって、本件公文書は不存在であると認められる。

6 付帯意見

なお、開示請求しようとする者は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが十分に予想されることから、実施機関は、開示請求の内容確認に努めるよう審査会として意見があったことを申し添える。

7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成14年11月12日	諮問
平成14年12月12日	実施機関からの理由説明書を受領
平成15年 1月 5日	異議申立人から意見書を受領
平成15年 3月 3日 (第85回審査会)	審議(本件事案の概要説明) (異議申立人の口頭意見陳述) (実施機関の口頭意見陳述)
平成15年 3月26日 (第86回審査会)	審議
平成15年 4月25日 (第87回審査会)	審議
平成15年 6月 6日 (第88回審査会)	審議
平成15年 6月23日 (第89回審査会)	審議
平成15年 7月29日	答申